

## 答 申

### 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年9月3日付けで福岡県知事（事務担当課：道路建設課）が行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、「県道建設に際し設置する歩道について、両側に設置するか片側に設置するかを決定する条例、規則又は通達等（決定根拠について具体的数値又は手法を明記してある資料）」である。

#### (2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書について、作成しておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全部開示とすることを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年8月19日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成30年9月3日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年9月6日付けで、本件決定を不服として、福岡県知事に対し、審査請求を行った。

エ 福岡県知事は、平成30年10月4日付けで、福岡県情報公開審査会に諮問した（30道建第1446号）。

### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

る。

(1) 道路建設等を実施する場合、調査（調査方針の決定、調査実施）、分析（調査結果の分析、将来予測）、判断（実施方針の決定）、実施（工事着手）という順番に事業を進めるのが一般的である。調査及び分析は、業務報告書で整理され、判断は議事録（所内・コンサル・地元説明に関する議事メモ、備忘録等）及び条例等（条例、運用指針、通達、他地区の事例、国の基準等）を参考に行われる。

また、業務報告書、議事録及び条例等は、福岡県情報公開条例により公文書に位置付けられている。公文書は法令に基づき保存されている。両側に歩道を設置する根拠が妥当かどうか、その根拠は、公文書である事業計画書、業務報告書、議事録等を開示・閲覧させてもらえば分かる。

(2) 今回、平成29～30年度施行の「柳川筑後線道路改良工事」に関する公文書は作成していないとの回答を福岡県から得た。では、なぜ現場に歩道を設置しているのか。公文書を作成していないということは、歩道を設置する根拠がないということになる。逆に言えば現場に歩道が設置してあるということは公文書が存在しているということになる。

(3) 「平成29年～30年度施行の柳川筑後線道路改良工事に、歩道を設置することになった具体的な経緯が分かる文書」を求めるという趣旨で開示請求をしていた。自分がそういう文書を求めていることは、実施機関は知っていたはずだ。にもかかわらず、不存在の決定をするということは、歩道が設置されている以上、ありえない。仮に、開示請求書記載では、そういう文書を求めていることが読み取れないというなら、なぜそのことを連絡してこないのか。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件請求に記載された「県道建設に際し設置する歩道について、両側に設置するか片側に設置するかを決定する条例、規則又は通達等（決定根拠について具体的な数値又は手法を明記してある資料）」については、公文書が存在しないことから、非開示決定処分とした。

(2) 審査請求人は、「平成29年～30年度施行の柳川筑後線道路改良工事に、歩道を設置することになった具体的な経緯が分かる文書」を求めるとして、福岡県から得た。と主張しているが本件請求でこのような公文書は請求されておらず、このような回答もしていない。

## 6 審査会の判断

(1) 福岡県道路構造の基準に関する条例

都道府県道の構造の技術的基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項の規定により、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされており、本県においては、福岡県道路構造の基準に関する条例（平成24年福岡県条例第64号。以下「構造条例」という。）において、道路（県が道路管理者である県道に限る。）を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準に関し必要な事項が定められている。

道路は、構造条例第3条第1項の規定により、道路の存する地域等を考慮して、第1種から第4種までに区分するものとされており、このうち第1種及び第2種の自動車専用道路を除く第3種及び第4種に区分された道路については、構造条例第12条第1項の規定により、その各側に歩道を設けるとされているものと、同条例第12条第2項の規定により、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるとされているものがある。なお、同条例第12条第2項には、当該規定を根拠として歩道を設ける場合でも、道路の両側に設置するか、片側に設置するかについては、特段規定されていない。

## **(2) 本件文書の特定及び存否について**

審査請求人は、本件請求に係る公文書開示請求書の「請求する公文書の名称等」の欄に、「県道建設に際し設置する歩道について、両側に設置するか片側に設置するかを決定する条例、規則又は通達等（決定根拠について具体的数値又は手法を明記してある資料）」と記載しており、これに対し、実施機関は、本件文書を作成しておらず、存在していないとして本件決定を行ったものである。

当審査会において実施機関に確認したところ、実施機関は、本件請求に係る公文書開示請求書の記載を基に、本件請求に係る公文書を「県道建設に際して歩道を両側又は片側に設置するかについて具体的数値又は手法を明記している条例、規則又は通達等の一般的基準」であると解釈し、特定したということであった。また、歩道の設置に関する本県の一般的基準は、構造条例しか存在せず、同条例には、「県道建設に際して歩道を両側又は片側に設置するかについての具体的数値又は手法」はなんら規定されていないこと、その他の条例、規則又は通達等一般的基準の中においても、この点について、規定されたものはないということも併せて確認した。更に、実施機関は、非開示決定の際、非開示決定通知書と一緒に審査請求人に対し文書を送付しており、これには、「歩道を両側に設置するか、片側に設置するかを数値的に定めた条例はないが、歩道の設置に係る基準としては、構造条例第12条がある。」旨と「問い合わせいただいている県道柳川筑後線道路改良事業における両側への歩道設置については、担当部局の県土整備事務所が説明する。」

旨を情報提供していたことも判明した。

これに対し、審査請求人は、自らの経験と知識を基に、道路を建設する際の手続とその順序を挙げ、本件請求の趣旨は、「平成29年～30年度施行の柳川筑後線道路改良工事に関し、歩道を設置することになった具体的な経緯が分かる文書」であり、このことは、業務報告書、議事録及び条例等により分かるのだから、実施機関は、対象公文書としてこれら業務報告書、議事録及び条例等を特定すべきであると主張している。

審査請求人は、本件請求の際、その請求理由として、「県道の用地買収の際、山間・農村地域でも歩道が両側に必要な理由を説明してくれ。と説明を求めても、県は説明してくれない。また、地元の人も、歩道が広すぎると言っている。」と公文書開示請求書に記載している。このことから、審査請求人が本件請求に至った動機等、すなわち、所有地の買収に伴い建設された県道の両側になぜ歩道が設置されたのかその理由を知りたいのだということがうかがえる。一方、実施機関も非開示決定の際に、上記のとおり情報提供をする旨の文書を送付していたのだから、本件決定前に、審査請求人との間でもう少し協議をすれば、本件請求において審査請求人が求めている公文書が、条例等の一般的基準に加え、歩道を設置することになった経緯が分かる文書、すなわち業務報告書、議事録等も対象であったと判明した可能性がある。

しかしながら、本件請求に係る公文書開示請求書に記載された「条例、規則又は通達等」とは、ある事象について通則的に広く適用される一般的基準のことを指すものであり、この記載内容からは、審査請求人が業務報告書、議事録等についても求めていると読み取ることは困難である。実施機関は、本件文書の特定についてより慎重に考え、審査請求人との間で協議することが望ましかったとはいえ、「条例、規則又は通達等」という記載を基に本件請求の対象を「一般的基準」として解釈した実施機関の判断それ自体が不合理であるとまではいえないと判断される。

以上を踏まえて、当審査会では、歩道の設置に関する本県の一般的基準は、構造条例しか存在しないことを認めた上で同条例の内容を見分し、同条例第12条に歩道の設置に係る基準が規定されているものの、歩道を道路の両側に設置するか、片側に設置するかについての数値的な基準に関する規定の存在は認められないことを確認した。

したがって、本件文書について、作成しておらず、存在しないとする実施機関の説明には不合理な点はないと判断される。

以上の理由により、「**1 審査会の結論**」のとおり判断する。